

国立大学法人福井大学契約監視委員会（第21回）審議概要

開催日及び場所	令和7年9月29日（月）9時30分～11時00分 福井大学本部棟2階第一・第二会議室（文京キャンパス） 福井大学管理棟3階中会議室（松岡キャンパス）※web 会議形式		
出席委員 （敬称略）	○委員長 峠岡 伸行（国立大学法人福井大学 監事） ○委員 山川 均 （弁護士・弁理士・公認会計士） 佐野 慎治（国立大学法人福井大学 監事） 小野寺 昌勝（国立大学法人福井大学理事/事務局長） 中川 和治（国立大学法人福井大学 監査室長）		
審議対象期間	令和6年10月1日～令和7年3月31日		
個別審査案件	14件	・議事	
内訳	一般競争入札方式	10件	(1) 前回議事要旨の確認について (2) 令和6年度下半期の契約に係る審査 (3) その他
	指名競争入札方式	0件	
	随意契約方式	4件	
委員からの意見・質問， それに対する回答等	別紙のとおり		
委員会による意見の内容	審議の過程で指摘した書類上の不備については，適切に対応をお願いすることとし，全体としては特に問題なく処理されている。		

令和6年度下半期の抽出した契約について、契約担当役等から説明があった後、以下のとおり質疑応答が行われた。

【抽出案件】

- ① 福井大学学生福利厚生施設管理業務【一般競争入札】
- ② 共焦点レーザー顕微鏡外部高感度検出器【一般競争入札】
- ③ 入退室管理システム【一般競争入札】
- ④ 電子ジャーナル RSC Annual RSC Gold Package 1部の利用 外14点
【一般競争入札】
- ⑤ 教務基幹システム【一般競争入札（政府調達方式）】
- ⑥ 医学部基礎実習棟実習室等AVシステム【一般競争入札（政府調達方式）】
- ⑦ FD搭載型モバイルCアーム装置【一般競争入札（政府調達方式）】
- ⑧ 医薬品 ファブラザイム点滴静注用35mg サノフィ
【一般競争入札（政府調達方式）】
- ⑨ V帯ベクトル信号計測システム用拡張モジュール【随意契約】
- ⑩ 遺体保存ロッカー【随意契約】
- ⑪ 医薬品 ユプリズナ点滴静注100mg 田辺三菱製薬【随意契約】
- ⑫ 福井大学（松岡）基礎実習棟改修機械設備工事【一般競争入札】
- ⑬ 福井大学（文京）総合研究棟Ⅱ屋上防水等改修工事（再公告）【一般競争入札】
- ⑭ 福井大学（松岡）基礎実習棟改修機械設備工事（設計変更）【随意契約】

意見・質問	回答
①について - 内容的に表題は請負契約ではなく業務委託契約ではないか。工事の役務請負契約基準にあわせてこの種のものは全て請負契約としているのか。 - 契約書第10条に記載の「発注者は、受注者の業務従事者が業務の履行上負傷し、疾病にかかり、又は不具、死亡等に至ってもこれに対する補償等の一切の責任を負わないものとする。」という文言はあんまりではないか。そもそも発注者は危険な指示をしてはいけないと考える。 - 応札が1者しかなかったのは何故か。特別な仕様だったのか。 - 具体的な業務内容はどういったものか。	- 業務の内容によっては、業務委託としているものもある。 - 仕様書上は複数入れるものとなっている。 - 学生宿舍等の管理業務、入退去時の補助、窓口業務及び清掃、また、体育館、サークル施

・賃金算出表に、体育館等の管理業務が8：00～21：15で休憩30分となっているが、常駐しているのか。休憩は30分でよいのか。 ・受注者が用意するワックス、洗剤等を積算しているが、体育館の面積や塗布回数などは考慮しているのか。 ・業務内容はさほど難しいものではないが、1社しか応札がないのは何故か。 ・各施設の利用状況を把握しつつ、最低賃金が上がっていくことを考慮して、今後の仕様や契約形態を検討してほしい。 ②について ・予定価格算出のために他大学のライカ社の納入事例をあげているが、ものが違うので比較の参考にならないのではないか。妥当なのか。 ③について ・契約書の供給者及び代理人の記載について、供給者の押印は不要と思う。 ・契約書には納入期限が3月28日と記載されているが、調書には6月20日とされている。変更契約をしているということか。 ・1社しか応札がなかったのは何故か。 ・物品供給契約だが、製品だけなのか、据付けはどうしたのか。 ④について ・契約書が1社分しかないが、その他の応札業者との契約はどうなっているのか。 ・消費税は手数料のみか。外は非課税か。 ・「大学ごとに調達形態が異なるため他大学の利	設及び運動場の利用者把握、鍵の管理、清掃等である。 ・常駐をお願いしている。12：00～12：30を休憩としているが、3名でまわしているので問題はない。 ・塗布回数は仕様書で年1回としており、体育館面積も把握して計算している。 ・不明であるが、この契約に関しては以前よりそうである。 ・高感度検出器を含んだ実績が見つからず、高感度検出器を含んでいるということで他大学の血管顕微鏡システムの事例を採用した。 ・建物の完成が遅れたことに伴い、3月3日付けで変更契約を行い、納入期限を変更した。 ・アフターサービスマンテナンスの関係で参加を取りやめた業者があった。 ・据付け調整等も含めて納入業者が全て行う仕様とした。 ・業者ごとに契約書を取り交わしている。今回は案件として抽出された業者分のみの契約書を資料として提出している。 ・出版された電子ジャーナルを見るための閲覧料（ライセンス料）については、リバースチャージにかかる消費税があり、別途税務署に消費税を支払っている。 ・大学の利用する人数などによって規模数が決
--	--

用実績を算出根拠とすることは困難」とあるが、冊子体の利用実績や利用人数で価格が大きく変わるものなのか。 ・業者都合で電子ジャーナルが障害等により使えない場合は、違約金など支払う制度はあるのか。 ・利用実績やトレンドを把握した上で、真に必要なものだけを契約するようにしてほしい。 ⑤について ・本体一括購入と保守業務 5 年間の契約を行っているが、理由は。 ・役務費の積算の中で、業者提案の工数を用いているが、工数は適正なものだったのか。 ⑥について ・競争契約伺いは納入期限が 3 月 3 1 日と記載されているが、契約書には 6 月 3 0 日とされている。公告はどうなっているのか。 ⑦について ・納入期限を 3 月 3 1 日とした政府調達だが、実際には契約後 2 週間で納入されているのは何故か。 ⑧について ・「入札執行調書に別紙 1 のとおり落札決定」と記載があるが、別紙 1 には不調と書かれた薬品もある。どういうことか。 ・不調が多く出るのは何故か。予定価格については適正か。	められており、それによって金額が決まる。また、元々の冊子体の契約数によって電子ジャーナルの額も変わっているため、大学ごとに金額が異なる。 ・契約書第 7 条に記載のとおり、速やかに復旧を行っているため、これまでに大きな障害等で問題となったことはないが、今後もしあった場合は、第 1 6 条により協議することとなっている。 ・現システムのサポートが切れる前に更新する必要があったため、新システム本体は一括購入とし、不具合が生じた際の大学運営に与える影響を考慮し、購入業者による定期的なメンテナンスと緊急時の対応が必要であると考え、保守は 5 年契約とした。 ・学内の情報担当部署に聞き取りを行い、適正であることを確認している。 ・公告期間中に建物工事期間の延長が決定したことに伴い、納期に変更が生じたため、官報訂正公告を行った。 ・契約締結後、業者の年間販売計画により外国から国内に入ってきた在庫を優先的に回してもらった結果である。他大学でもこういった事例はある。 ・不調の医薬品があったにもかかわらず「落札決定」と記載したことは正しくないため、今後は記載を注意する。 ・薬に関しては、特定の業者による専売や、複数の業者が卸せるものがあり、契約担当が過
--	--

⑨について ・2月18日決裁日の随意契約施行伺で、契約書と見積の日付が2月20日である。県外の業者から見積書を短期間で入手できるものなのか。 ⑩について ・定価の6割弱の額で購入しているが、定価とはそういったものなのか。見積額は妥当なのか。 ⑪について ・理由書から、緊急であったとわかるが、予定価格を決めている余裕はあったのか。真に急ぎの場合は人命第一であると思われる。治療に間に合ったのか。 ⑫について ・当初3億円程度だった見積が、最終的には別の業者と約2億円で随意契約をしているが、金額がここまで下がった理由は何か。 ⑬について ・契約書の第8条に、前払いの記載がある。後払いについての記載がない。いつするのか。 ⑭について ・設計変更伺の原義書に記載の別紙1と別紙2がない。 ・「利用部局より追加の要望等があったため」と理由書に記載があるが、契約締結後に、大きな	去の実績等もふまえて予定価格を積算している。入札辞退があるのは、24点を一度に入札するため、業者によっては扱っていない医薬品も含まれるため、辞退と入れざるを得ないものがある。 ・2月20日に先にPDFデータを送ってもらい、あとで正式な見積書を郵送してもらった。 ・定価というのはただのメーカーの設定であり、6割程度の額で納入されるのが定番である。他大学や他社の納入実績を調べて確認している。 ・医薬品の見積はその日のうちに業者から出てくる場合が多く、問題無い。薬剤部が求めるスケジュールに間に合っている。 ・建物完成の期日は決まっており、その分、工期が約1ヶ月短くなったため、共通費など諸々の額を減額できたためである。 ・第7条で「受注者からの適正な請求に基づき2回に支払う」とあり、請求があったタイミングで支払う。完成後に完成通知書とあわせて請求書を提出するよう指示をしている。 ・改修工事に携わった教員等と手探りで進めていた部分があり、設計を進めていく中で変更
---	--

額の追加を認めるものなのか。 ・理由書に「既存構造体に著しいひび割れが発生していることが判明し」とあるが、建物の安全確認は定期的に行っていたのではないか。 その他意見 ・全ての契約に対して、予算もあることから、部局からエビデンスを出してもらい、部局に投げかけて積極的に必要度を確認してほしい。 ・仕様書を見ないとわからない契約もあるため、今後は委員会資料に仕様書の添付も検討していきたい。	が必要なものであった。 ・外側から見えているところに行っている。今回判明したものは、表面から内装材をとったあとに見えてきた部分である。
---	--